

京 都 銀 行 の

相 続 ガ イ ド



飾らない銀行



京都銀行

相続について考える

人生100年時代

これからのこと、一緒に考えませんか？

お客様のこれからの時間が自分らしくあるように、
京都銀行は、お客様の人生に寄り添います。

そしてお客様の「想い」とともに、
ご資産を大切な方へつないでいくお手伝いを
させていただきたいと考えています。

これからも魅力的に歳を重ねていくお客様を
京都銀行は応援します。



目次

「相続」について

- 1. 相続について考える ～大変な相続手続き～ …… P3.4
- 2. 相続手続きの流れ・スケジュール …… P5.6
- 3. 主な相続手続き一覧・
財産の種類別の必要書類と評価方法 …… P7.8

「相続」への備え ～円満な相続につながる対策～

- 1. 「想いと違う」という状態になってしまったケース …… P9～12
遺言があることでスムーズに進んだケース
- 2. 「遺言」の仕組みを利用した対策 …… P13.14
- 3. 「保険」の仕組みを利用した対策 …… P15.16
- 4. 「贈与」の仕組みを利用した対策 …… P17.18

相続税・贈与税

- 1. 相続税 …… P19～22
- 2. 相続税の算出 シミュレーション入力シート …… P23.24
- 3. 贈与税 …… P25.26
- 4. 生命保険の税金 …… P27.28

不動産 ～不動産の評価と活用～ …… P29.30

事業承継 ～企業オーナーの相続対策～ …… P31.32

参考情報 …… P33～38

- 2024年1月1日以後に受けた贈与について
- 相続時精算課税制度について
- 小規模宅地等の特例について
- 後見制度について
- 遺留分について

相続税・贈与税 早見表 …… P39.40

本資料に関する留意点 …… P41

「相続」について

1. 相続について考える ～大変な相続手続き～

1 いつまでに考えないといけないの? ➡ P5.6

2 何をしなければならないの? ➡ P7.8

3 相続手続きが **大変な** そのわけは? ➡ P9~12

相続は家族にとって大切な問題です。
元気なうちから考えて準備しておくことをお勧めします。

留意点 期限内に遺産分割が確定しない場合

➡ 相続税の算出時に特例※などが適用されないことがあります。

※「配偶者の税額の軽減」や「小規模宅地等の特例」(P36を参照)等

➡ 遺産が、相続人全員の共有のままでは、**困った事態**(P4)が生じて
しまいます。

相続が発生すれば、財産はどうなる？

亡くなられた方の財産（死亡保険金や遺言記載の財産は除く）は、相続人全員の共有財産となります。

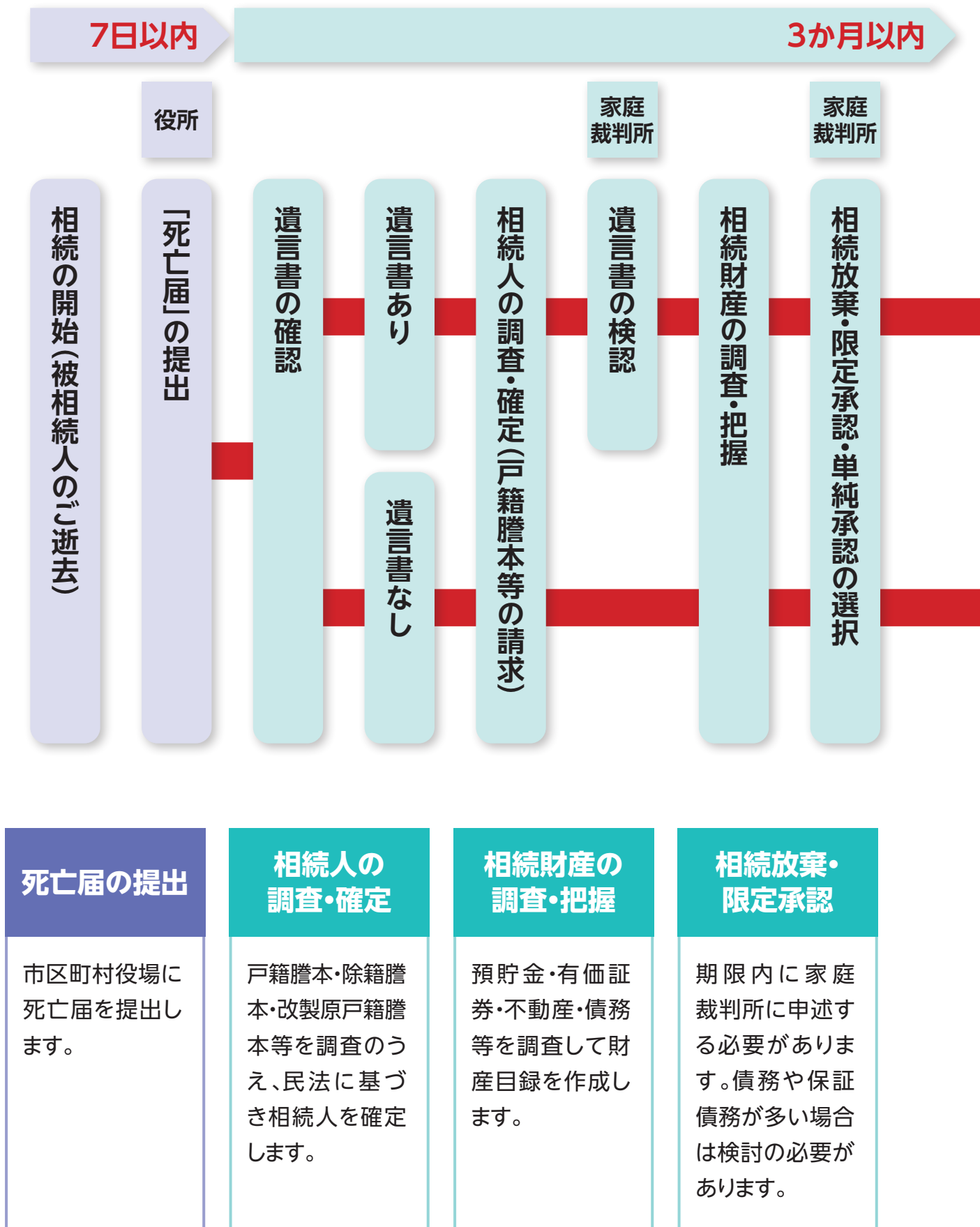
相続手続きが完了するまでは、たとえば下記のような**事態**が生じてしまいます。

預貯金	入出金や解約はできなくなります。 公共料金や税金、クレジット等の口座振替が停止されるため、引落口座のご契約変更手続きが必要となります。
投資信託・外貨・株式	解約はできなくなります。 相続手続きが完了するまでの間に、価額が変動する可能性があります。
不動産	賃貸や売却にはすべての相続人の同意が必要となります。
家賃収入	銀行口座の入出金が停止されるため、 家賃の入金指定口座の変更手続きが必要 となります。
借入金	債務承認や返済に、 相続人全員の応諾や金融機関の承認手続きが必要 となります。
事業用資産	亡くなられた方が個人事業主の場合、 商品等すべての事業用資産が相続人全員の共有となるため、事業に支障をきたす恐れ があります。
車・会員権	相続人名義に変更するまでは、自動車は原則的に 売却等ができなくなります。 ゴルフ会員権やリゾート会員権も同様です。
貸金庫	貸金庫の 開扉はできなくなります。 開扉、収納物の受取等については、相続関係者全員による手続きが必要となります。



手間や時間のかかる**手続きが多い**ので、早めに対応することが求められます。

2. 相続手続きの流れ・スケジュール



相続手続きには期限があります

4か月以内

10か月以内

税務署

税務署

被相続人の所得税の申告・納付(準確定申告)

遺産分割協議

成立

遺産分割協議書の作成

不成立

家庭裁判所の調停・審判

遺産分割手続

相続税の申告・納付

所得税の申告・納付

「年金や不動産所得等」があり、確定申告をする義務がある人は4か月以内に申告の必要があります。

遺産分割協議

遺言書がない場合は、相続人全員で遺産分割協議を行う必要があります。

相続財産の換金・名義変更

各金融機関等への所定の手続きや、相続登記の法務局への申請により、換金・名義変更を行います。

相続税の申告・納付

10か月以内に申告・納付します。延納・物納を申請する場合があります。

3. 主な相続手続き一覧・財産の種類別の必要書類と評価方法

● 相続発生時の届出等

	手続きの種類	手続きの窓口	期 限
届出	死亡届・埋火葬許可申請書の提出	市区町村役場	死亡の事実を知った日から 7日以内
	埋火葬	寺院、斎場、墓地等	火葬・埋葬の 当日まで
請求	未支給年金の請求	市区町村役場または年金事務所	死亡の日から 5年以内
	遺族厚生年金の請求(厚生年金)	年金事務所 または街角の年金相談センター	死亡した日の翌日から 5年 を経過すると時効により消滅
	遺族基礎年金、寡婦年金、死亡一時金の請求(国民年金)	亡くなった方が、 国民年金第1号被保険者:市区町村役場 国民年金第3号被保険者:年金事務所 または街角の年金相談センター	死亡した日の翌日から 5年 を経過すると時効により消滅(死亡一時金は 2年)
	遺族補償年金等の請求(労災保険)	労働基準監督署	死亡した日の翌日から 5年 を経過すると時効により消滅
	埋葬費等の請求(健康保険)	勤務先の健康保険組合 または年金事務所等	死亡した日の翌日または埋葬を行った日の翌日から 2年 以内
	葬祭費の請求(国民健康保険等)	市区町村役場	埋葬を行った日の翌日から 2年 以内
	葬祭料の請求(労災保険)	労働基準監督署	死亡した日の翌日から 2年 を経過すると時効により消滅
	保険金の請求(生命保険)	保険会社	死亡した日の翌日から 3年 (かんぽ生命は 5年)を経過すると時効により消滅

● 名義変更手続き等

	手続きの種類	手続きの窓口	期 限
名義変更	不動産	不動産所在地の法務局・登記所	遺産分割後、速やかに
	借地・借家	地主・家主	契約の相手方にお問い合わせください
	預貯金の口座	銀行・ゆうちょ銀行等	遺産分割後、速やかに
	株式・債券	証券会社	遺産分割後、速やかに
	自動車	陸運局・支局	速やかに
	電話加入権・電話	電話・携帯電話会社	速やかに
	公共料金	電力会社・ガス会社・水道局・NHK	速やかに
	会員権等	所属ゴルフ場等	各ゴルフ場等にお問い合わせください
納税	所得税の準確定申告	税務署	1月1日から死亡した日までに確定した所得金額について、相続の開始があったことを知った日の翌日から 4か月以内
	相続税の申告	税務署	死亡したことを知った日の翌日から 10か月以内

●財産の種類別の必要書類と評価方法(例)

財産の種類		必要書類(例)	評価方法(概略)
現金			手許保有額
預貯金	預貯金	・残高証明書・預金証書 ・通帳	普通預貯金:預入残高 定期預貯金:預入元本+(既経過利息-源泉徴収税)
有価証券	上場株式	・株式財産証明書 または証券会社の 保護預り残高表	下記のうち最も低い価額で評価 ・相続発生日の終値 ・相続発生日の終値の月平均 ・相続発生日の前月の終値の月平均 ・相続発生日の前々月の終値の月平均
	公社債	・残高証明書	市場価額や発行価額をもとに評価
	投資信託等	・残高証明書	基準価額をもとに評価
	非上場株式	・発行会社の過去3年間の 決算書、法人税の申告書 ・株主名簿	会社の利益・配当・純資産価額、医療法人は利益・純 資産価額により計算し評価
生命保険金	生命保険金	・保険会社の支払通知書	死亡保険金-(500万円×法定相続人の数)
死亡退職金	死亡退職金	・退職手当金の支払調書 ・勤務会社からの最終給与明細	死亡退職金-(500万円×法定相続人の数)
不動産	土地 ※(小規模宅地等の 特例を適用の 場合は減額)	・登記事項証明書 ・公図・地形図または実測図 ・固定資産税評価証明書 ・土地賃貸借契約書 (貸付地の場合) ・路線価図または評価倍率	宅地の場合 自用地:路線価×地積 貸家地:路線価×地積×(1-借地権割合) 貸家建付地:路線価×地積×(1-借地権割合×借家権 割合×賃貸割合) ※上記以外にも倍率方式による評価方法があります。
	借地権 ※(小規模宅地等の 特例を適用の 場合は減額)	・土地賃貸借契約書	自用地としての価額×借地権割合
	家屋	・登記事項証明書 ・固定資産税評価証明書 ・建物賃貸借契約書(貸家の場合)	自用:固定資産税評価額 貸家用:固定資産税評価額×(1-借家権割合×賃貸割合)
その他	家庭用動産		時価
	ゴルフ会員権	・各財産の明細	取引相場×70%
	その他財産		書画、骨董品、貴金属は時価
債務等	借入金	・借用証書・借入金明細	債務残高
	葬式費用	・葬儀関係費用領収書 ・葬儀費用出納帳	支払金額

※特に早めの着手が必要なケース

相続人に認知症の方や未成年者がいる場合	相続手続きや遺産分割協議前に家庭裁判所で所定の手続きが必要です。
株等の時価変動が著しい財産がある場合	換金のタイミングを逃さないためにも早めの着手が必要です。
借入金がある場合	銀行等に対し、債務の承継手続きが必要です。(相続人全員の実印・印鑑証明等が必要)
自筆遺言がある場合や、部分的な遺言しかない場合	遺言で書き漏れている財産は、相続人全員の協力(遺産分割協議を行い、遺産分割協議書に署名捺印)が必要です。
賃貸不動産がある場合	死亡した日の翌日から分割協議成立までの賃料は各相続人に法定相続分に応じて帰属するので賃料取得の協議が難航するケースも。
以前に亡くなっている方の名義の不動産がある場合	以前に亡くなっている方の相続人の実印が必要となるケースが多くみられます。

「相続」への備え ～円満な相続につながる対策～

1. 「想いと違う」という状態になってしまったケース

相続人全員が納得する遺産分割を実現することは難しく、また、相続にかかる手続きの負担は想像を超えるケースがあります。

● 家族構成

① 相続人が多数いる場合

➡ 遺産分割の話し合いがままならないこともあり、話がまとまるまでに長期間かかることも。

② お子様のいない夫婦の場合

➡ たとえば、相続人が配偶者と亡くなった方の兄弟姉妹の場合、相続人全員で遺産分割協議が必要ですが、全員の合意に至るのは、簡単ではないケースもあるようです。

③ おひとり様の場合

➡ たとえば、相続人不存在の場合は、遺言がなければ、原則、最終的に遺産は国庫に帰属します。

④ 未成年の相続人がいる場合

➡ 遺産分割協議の際は、未成年者の「代理人」を立てる必要があります。
親(法定代理人)が利益相反となる場合、「特別代理人」の選任を家庭裁判所に申し立てる必要があります。

遺言があることでスムーズに進んだケース

お互いを思い合う「想族」にするために、考えておきたい対策。

- ★遺言があれば、事前に分け方を決めておけます。
(遺産分割協議が不要)
- ★執行者が、相続人全員に代わって、遺言内容を実現します。
(相続事務手続きの軽減)

・遺言で遺産の**配分を事前に決めておける**ため、
遺産の分け方について相続人全員で
遺産分割協議をする**必要はありません**。

・たとえば夫婦間に子がなく、相続人が妻と、
夫の兄弟姉妹の場合、「将来の安心のためにも、
永年支えてくれた妻へ**すべての財産を遺したい**」
という想いを実現できます。

・**相続人以外にも**遺すことができます。

・**遺産分割協議は不要**となります。
したがって、遺産分割協議のために裁判所で未成年の
特別代理人を選任する必要がなくなります。

● 財産・配分

5 貢献に応じて配分を調整したい場合 社会貢献のために使ってほしい場合

- ➡ 遺言がなければ、法定相続人全員で遺産分割協議を行い、法定相続割合を基本として分け方を決めることとなります。
想いや貢献度合いとは関係のない配分になることも。
- ➡ たとえば医療や教育のために、将来的に財産の一部を使ってほしいと考えているけれど、元気なうちに寄付してしまうと、自分自身の将来の生活が心配になることも。

6 不動産を守る、事業承継する場合

- ➡ 遺言がなければ、不動産を守る人や事業の後継者へ遺したいと思っけていても、どの財産を誰が受け取るかは**相続人全員で協議して決める**こととなります。
- ➡ **配分のバランスに差**がでることも多く、折り合いをつけるのが難しくなることがあります。

● 相続事務負担

7 相続の手続きが面倒な場合

- ➡ 遺産分割協議は、**必ず相続人全員**で行わなければなりません。
相続人が1人でも欠けた状態で行うと、その結果は無効となります。
- ➡ 協議の結果はあとで問題が起こらないように「**遺産分割協議書**」として**書面に残す**のが一般的です。
- ➡ 相続手続きの**負担が特定の相続人に集中**することがあります。
また、**相続税申告や納税期限に間に合わない**こともあります。

遺言があることでスムーズに進んだケース

- たとえば、「配偶者や老後の面倒を看てくれている子へ、多めに配分したい」という思いに応じた**自由な割合での配分が可能**です。(ただし遺留分には配慮が必要です)
- たとえば、「社会貢献のため、遺産の一部を公共団体、公的な病院や母校等に**寄付したい**」という思いを実現できます。

- 自宅や不動産を守る人へ、事業用資産を事業の後継者へ、**指定して遺す**ことができます。
- たとえば、「今後とも家族で助け合い、仲良くいてほしい」といった思いを、遺言に「付言」という形で**メッセージを添える**こともできます。

- 遺言執行者**を指定しておけば、相続人全員に代わって**遺言の内容を実現する**ことができます。
- 遺言により事前に遺産の分割が決まっている為、**遺産分割協議書は必要ありません**。
- 遺言執行者を指定することで、**相続事務の負担軽減**になります。

2. 「遺言」の仕組みを利用した対策

●遺言がない場合とある場合（たとえば金融機関の手続きのケース）

遺言がない場合

- 相続人全員で分割について話し合う必要があります。
（遺産分割協議が**必要**）
- 相続人全員が協力して金融機関等で所定の手続きが必要となります。

遺言がある場合

- 分け方は遺言者が自由に決めることができます。
（遺産分割協議が**不要**）
- 執行者を指定しておけば、執行者が相続人に代わって相続手続きをします。



遺言の主な種類

自筆証書遺言と公正証書遺言

自筆証書遺言（民法968条）

- 遺言者本人が遺言書の全文（財産目録を除く）、日付及び氏名を自書・押印ができれば、一人で作成することができます。
- 遺言者自身で作成するため費用はあまりかかりません。

作成方法

- 遺言者本人の判断で適宜の方法により保管することとなります。
（遺言書保管制度を利用すれば、法務局に預けることができます）

保管方法

- 相続開始後、相続人等が家庭裁判所に検認を請求する必要があります。
（遺言書保管制度で保管された遺言書は検認は不要です）

その他

公正証書遺言（民法969条）

- 法律専門家である公証人の関与の下、2名以上の証人が立ち会って行う遺言で、公証人は、遺言能力や遺言の内容の有効性の確認、遺言内容についての助言等を行います。
- 財産の価額に応じた手数料がかかります。
- 遺言者が病気等で公証役場に出向けない場合は、公証人が出張して作成することができます。

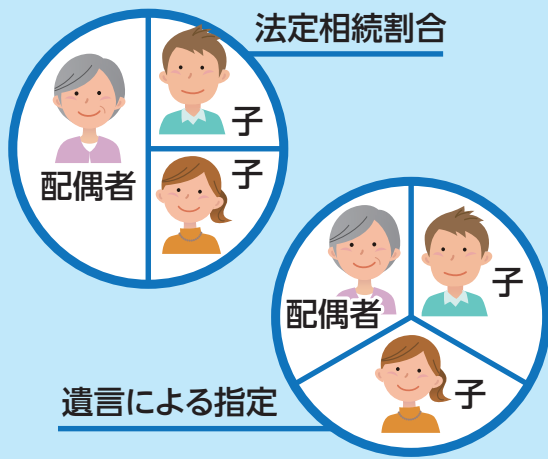
- 原本は公証役場において厳重に保管されます。

- 検認は不要です。

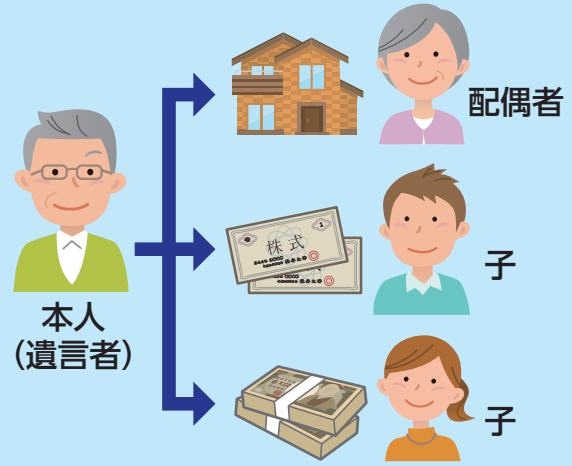
※「検認」とは相続人等に対し遺言の存在を通知するとともに、遺言書の形状や内容等を明確にし、後日の偽造・変造・隠匿・滅失等を防止し、遺言書を確実に保存する証拠保全のための手続きです。

遺言でできること

1 法定相続割合と異なる割合で分け方を決めることができます。



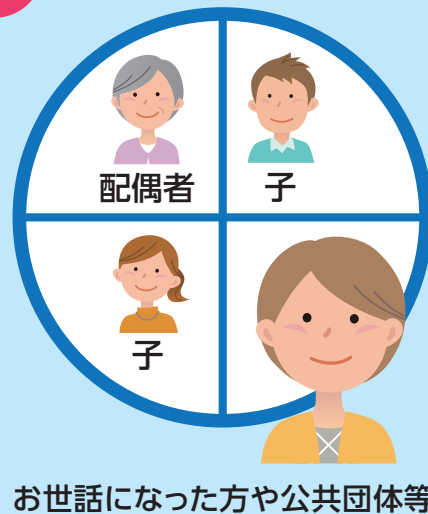
2 遺産を各相続人にどのような形で配分するか事前に決めることができます。



3 遺言執行者を指定することができます。



4 相続人以外にも財産を遺すことができます。



★遺言があれば、「事前に分け方を決めておける」ため、相続で大きな課題となる「遺産分割協議」をする必要がありません。
(権利のある相続人全員での話し合いで分け方を決める手間を省略できます)

★遺言執行者が、「相続人全員に代わって」遺言の内容に沿った相続手続きを行うことができるため、相続人の負担が軽減されます。

遺言の特長を活用することで、「想い」が伝わる円満な相続につながる効果を発揮します。

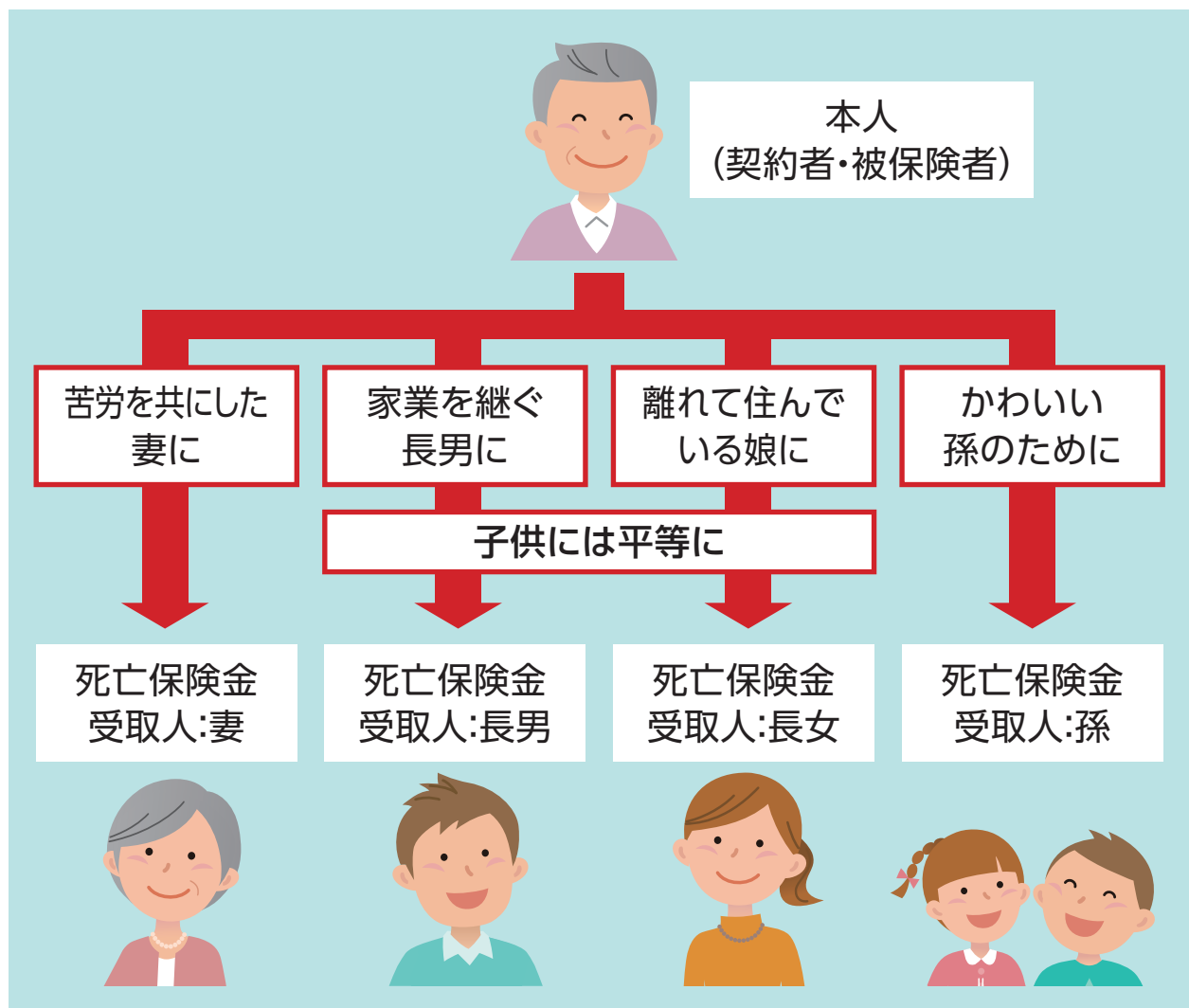
3. 「保険」の仕組みを利用した対策

保険でできること

① 生命保険には死亡保険金受取人を指定する機能があります。

生命保険で遺すと、原則遺産分割協議の対象外

- 誰に遺したいかを事前に決めることができます。
- 法定相続人以外を受取人に指定することができます。*



*ただし、相続税の非課税枠は受取人が相続人の場合にのみ適用される為、相続税がかかる可能性があります。

2 速やかにお金の準備ができます。

- 保険を活用すれば、請求後5～10日で口座に振り込まれます。
- 相続人全員の手続きは必要なく、受取人だけの手続きで可能です。(保険商品による)

生命保険の場合 (遺産分割協議は必要ありません)

生命保険



受取人による死亡保険金の請求手続き



現金受取

3 相続税の非課税枠があります。

相続税法第12条 非課税枠:500万円 × 法定相続人の数
(ただし、契約者と被保険者が同一で、受取人が相続人の場合)

死亡保険金を受け取った場合

生命保険の死亡保険金には一定の相続税非課税枠があります。



本人
(契約者・被保険者)



配偶者



長男



長女

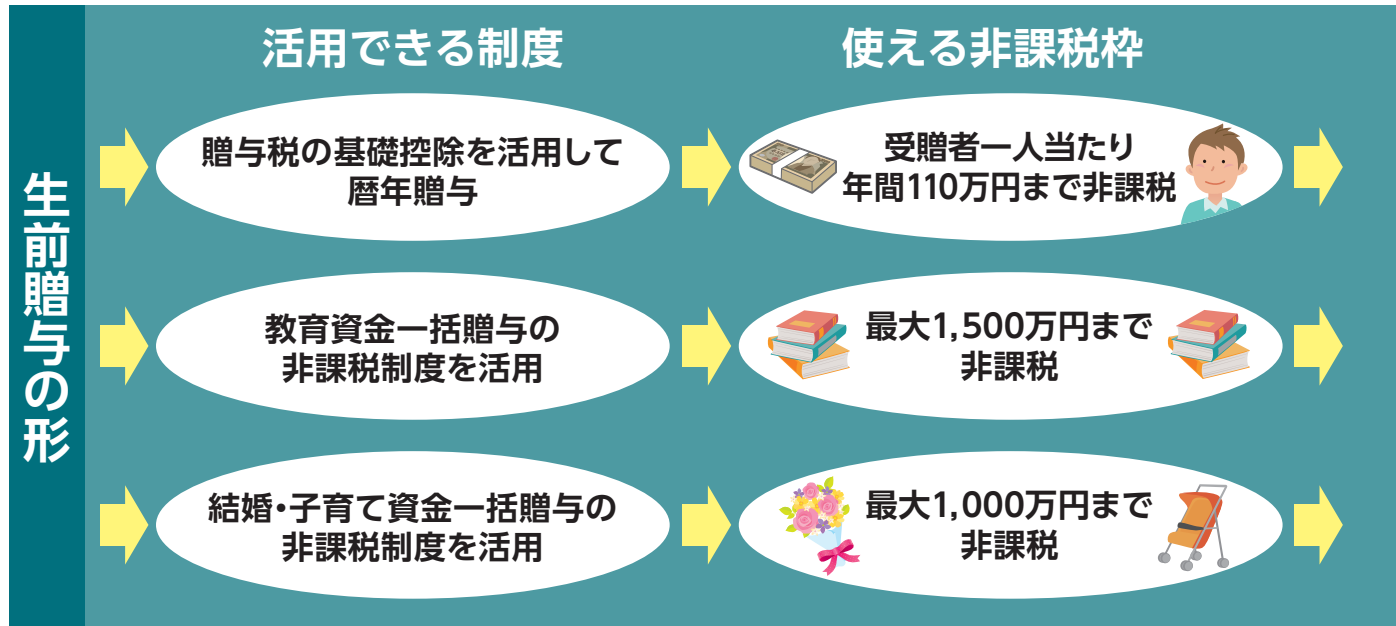
計算例

法定相続人が配偶者、長男、長女の計3人の場合

500万円×3名=1,500万円が相続税の非課税枠となります。

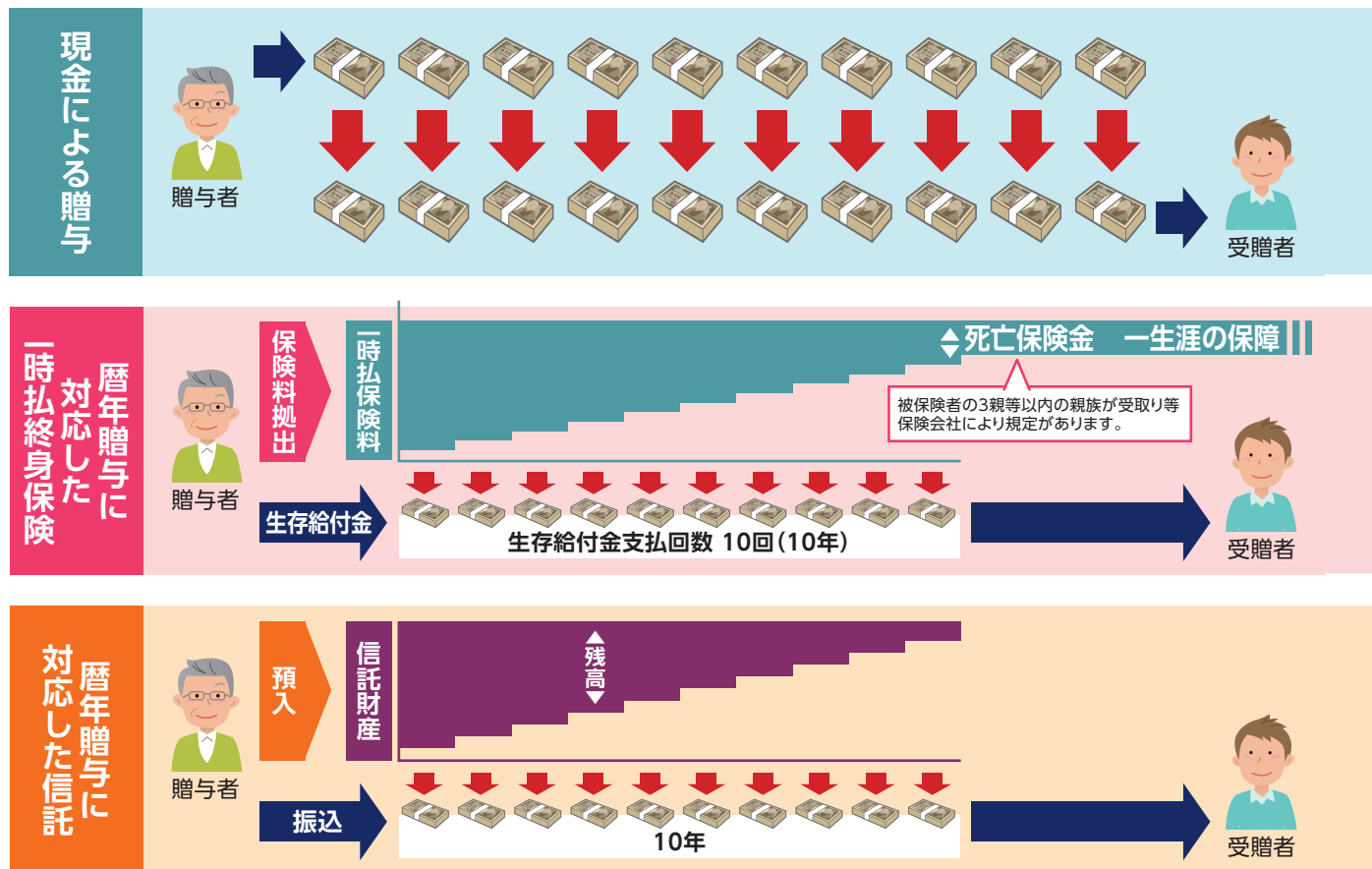
4. 「贈与」の仕組みを利用した対策

金融商品を活用した生前贈与



贈与の方法の比較

贈与のイメージ(暦年贈与を10年間行った場合)



上記の記載内容は一般的な金融商品について説明およびイメージを記載したもので、特定の金融商品を推奨または勧誘するものではありません。これらの金融商品にはお客さまにご負担いただく費用およびリスクがある場合があります。

生前贈与は、相続対策として有効な手段ですが、贈与の事実の証明として贈与契約書の作成や、毎年の振込手続き等、受贈者が多くなればなるほど、贈与者には大変な負荷がかかります。最近では、信託や生命保険で、暦年贈与を効果的かつ簡単に行う仕組みがあります。

対象となる金融商品

暦年贈与に対応した
一時払終身保険 等

暦年贈与に対応した信託 等

教育資金贈与信託/
教育資金贈与専門口座 等

結婚・子育て資金贈与信託/
結婚・子育て資金贈与専用口座 等

・無駄遣いを防ぎたい
・賢く運用してほしい



対象となる金融商品

生命保険

- 平準払終身保険
- 平準払年金保険
- 一時払終身保険等

税制優遇措置がある 金融商品

- NISA
- 個人型確定拠出年金 (iDeCo)等



特徴

贈与者が思い立った時にいつでも贈与が始められます。

状況が変わった時に贈与を中断できます。

贈与の都度、贈与の客観的な証拠を残す必要があります。

贈与事実を証明する方法

贈与の客観的な証拠を残すために、贈与契約書の作成が都度、必要になります。



お客さまの手続き

ご自身が贈与の都度、贈与契約書を作成し、管理が必要。

贈与の都度、受贈者の口座への振込が必要。

贈与の客観的な証拠を明確に残すことができます。

指定した生存給付金受取人の口座に速やかに振り込まれます。

死亡保障が一生涯継続します。

死亡保険金の非課税枠を活用することができます。

保険会社が発行する手続き書類等が贈与の記録となるため、**贈与契約書の作成が不要、もしくは簡略化できます。**

贈与契約書の作成は不要であり、その他の**事務手続きや振込等は保険会社が行います。**

※ 贈与意思確認のために、保険会社への書類送付等が必要な場合があります。

状況が変わった時に贈与を中断できます。

贈与の客観的な証拠を明確に残すことができます。

銀行等の金融機関が発行する手続き書類等が贈与の記録となるため、**贈与契約書の作成が不要、もしくは簡略化できます。**

贈与契約書の作成は不要で、その他の**事務手続きや振込等は金融機関が行います。**

※ 贈与意思の確認のために、金融機関への書類送付等が必要な場合があります。

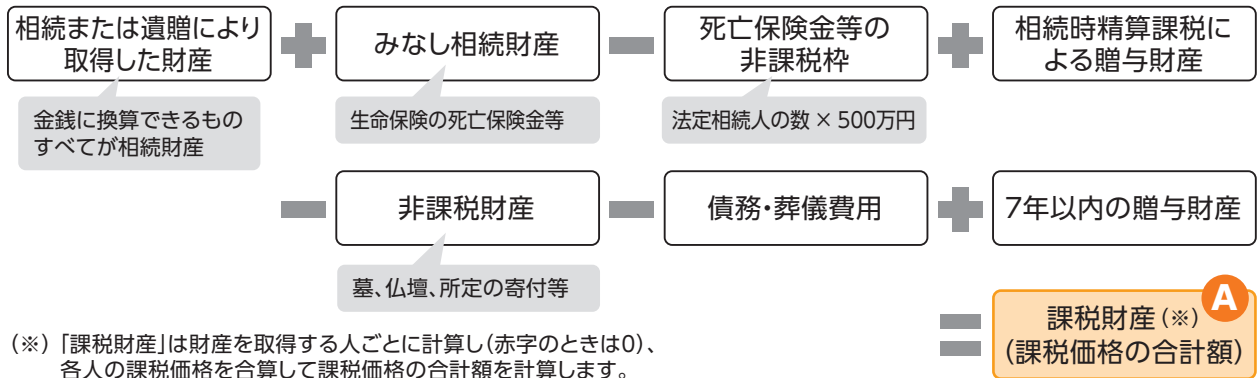
発生するリスクや費用等は商品によって異なりますので、詳細につきましては、お客さまご自身でお近くの取扱金融機関にご相談ください。

相続税・贈与税

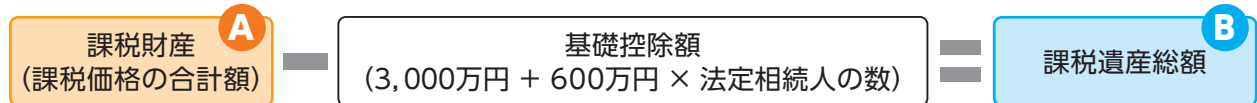
1. 相続税

相続税の計算方法

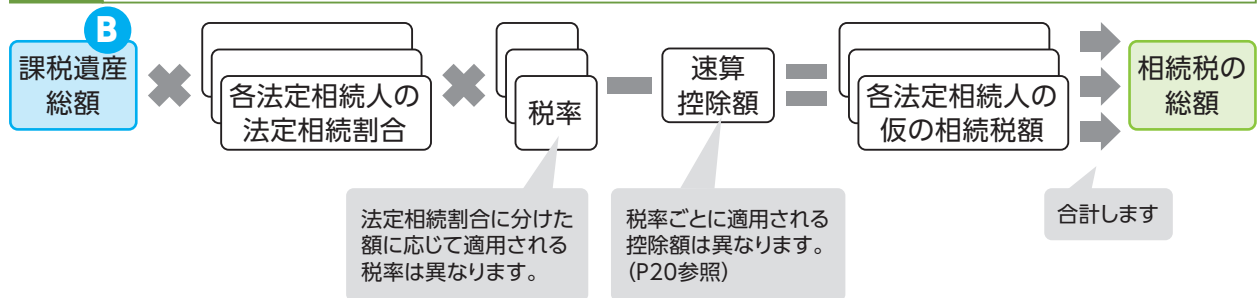
1 課税財産 相続税の対象となる課税財産を算出します。



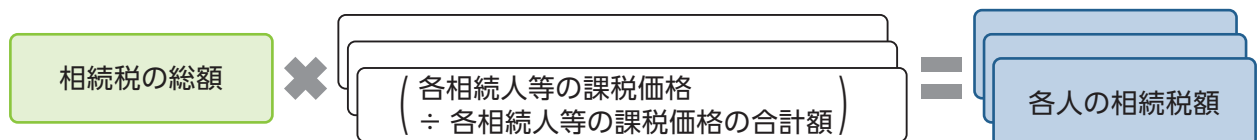
2 課税される遺産総額 課税財産(課税価格の合計額)から基礎控除額を差し引きします。



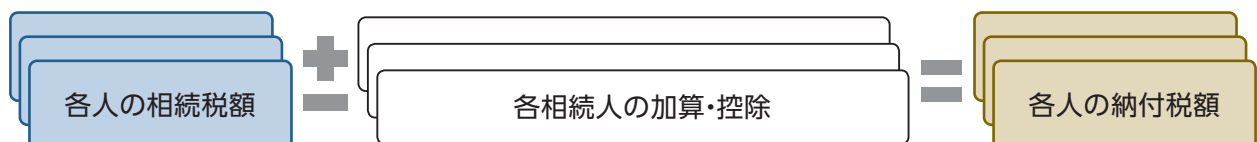
3 相続税の総額 課税遺産総額を法定相続分通りに相続したと仮定して、各人の相続税額を算出します。そして算出した各人の相続税額を合計します。



4 各人の相続税額 相続税の総額を実際に相続した割合で按分します。



5 各人の納付税額 加算・控除される金額を求め、実際の納付税額を算出します。



相続税の速算表

法定相続分で分けた各相続人の取得金額		税率	控除額
	1,000万円以下	10%	0円
1,000万円超	3,000万円以下	15%	50万円
3,000万円超	5,000万円以下	20%	200万円
5,000万円超	1億円以下	30%	700万円
1億円超	2億円以下	40%	1,700万円
2億円超	3億円以下	45%	2,700万円
3億円超	6億円以下	50%	4,200万円
6億円超		55%	7,200万円

相続税の加算と減額

相続税には加算される場合や減額される場合があります。

相続または遺贈によって取得した財産（本来の相続財産）

相続税は原則として、死亡した人の財産を相続や遺贈(死因贈与を含みます)によって取得した場合に、その取得した財産にかかります。この場合の財産とは、現金、預貯金、有価証券、宝石、土地、家屋等のほか貸付金、特許権、著作権等金銭に見積もることができる経済的価値のある全てのものをいいます。

そのほか相続税がかかる財産（みなし相続財産ほか）

次に掲げる財産も相続税法の規定等により相続税の対象となります。

- (1) 死亡退職金、被相続人が保険料を負担していた生命保険契約の死亡保険金等
- (2) 被相続人から生前に贈与を受けて、贈与税の納税猶予の特例を受けていた農地、非上場会社の株式や事業用資産等
- (3) 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税又は結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税の適用を受けた場合の管理残額(一定の条件を満たさない場合)
- (4) 相続や遺贈で財産を取得した人が、被相続人の死亡前7年以内に被相続人から財産の贈与を受けている場合(一定の特例を受けた場合を除きます)
- (5) 被相続人から、生前、相続時精算課税制度の適用を受け取得した贈与財産

小規模宅地等の特例（P34を参照）

(小規模宅地等の特例が適用になるには一定の要件を満たす必要があります)

個人が、相続又は遺贈により取得した財産のうち、その相続の開始の直前において被相続人等の事業の用に供されていた宅地等又は被相続人等の居住の用に供されていた宅地等のうち、一定の選択をしたもので限度面積までの部分については、相続税の課税価格に算入すべき価額の計算上、一定の割合を減額します。

相続税の2割加算

被相続人から財産を相続した人が、次にあてはまる場合、その人が納付する相続税額には2割相当額が加算されます。

1親等の血族(父母または子)以外の者、配偶者以外の者

被相続人の養子となった孫

配偶者の相続税額の軽減

配偶者の税額の軽減とは、被相続人の配偶者が遺産分割や遺贈により実際に取得した正味の遺産額が、次の金額のどちらか多い金額までは配偶者に相続税はかからないという制度です。

(1) 1億6千万円

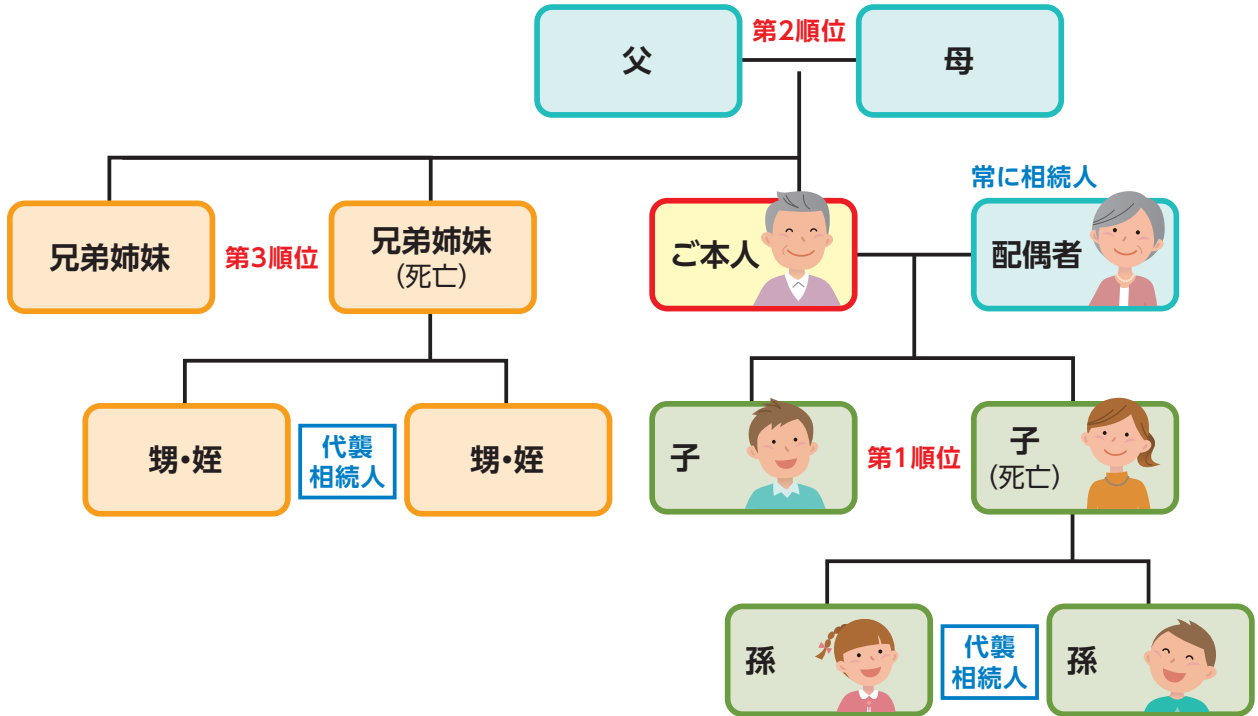
(2) 配偶者の法定相続分相当額

「贈与税額控除」(贈与財産の加算と税額控除)

相続等により財産を取得した人が、被相続人からその相続開始前7年以内(死亡の日からさかのぼって7年前の日から死亡の日までの間)に贈与を受けた財産があるときには、その人の相続税の課税価格に贈与を受けた財産の贈与の時の価額を加算します。また、その加算された贈与財産の価額に対応する贈与税の額は、加算された人の相続税の計算上控除されることとなります。

法定相続人と法定相続分

法定相続人の順位



法定相続分と遺留分

相続人	法定相続分				遺留分			
	配偶者	1/2	子	1/2	配偶者	子		
配偶者と子	配偶者	1/2	子	1/2	配偶者	1/4	子	1/4
配偶者と父母	配偶者	2/3	父母	1/3	配偶者	1/3	父母	1/6
配偶者と兄弟姉妹	配偶者	3/4	兄弟姉妹	1/4	配偶者	1/2	兄弟姉妹	なし
配偶者のみ	全 部				1/2			
子のみ	全 部				1/2			
父母のみ	全 部				1/3			
兄弟姉妹のみ	全 部				なし			

子、父母、兄弟姉妹がそれぞれ複数人いる場合は、上記法定相続分をその人数で按分します。

相続に関する用語解説

法定相続分

民法が規定する各法定相続人が相続する遺産の割合のことです。遺産の分割は、実際には遺言や相続人の協議によって決まる場合が多いのですが、遺言がなかったり、相続人の協議がまとまらない場合には、家庭裁判所に「調停」・「審判」してもらうことになります。その場合は法定相続分が基準になります。

代襲相続

被相続人の子や兄弟姉妹が先に亡くなっている場合には、孫や甥・姪が相続人に代わって相続することになります。これを代襲相続といいます。

遺留分 (P36を参照)

一定の範囲の相続人に法律上最低限保障された相続財産の取り分のことです。生前贈与や遺言で遺留分を侵害していたとしても、その贈与や遺言は無効とはなりません。侵害された相続人は侵害した他の相続人等に対し、その侵害された部分を請求することができます。

*遺留分の権利のある相続人は、法定相続人のうち、配偶者、子(あるいは子の代襲相続人)、父母等の直系尊属に限られます。兄弟姉妹(あるいは甥・姪)には遺留分が認められていません。

寄与分制度

被相続人の財産の維持・増加に特別に寄与した相続人は、その寄与に値する分を寄与分として遺産の中から取得することができる制度です。その価額は共同相続人の協議で決定し、まとまらない場合は寄与者の請求により家庭裁判所が定めます。

特別受益制度

被相続人から、婚姻・養子縁組のため、または生計の資本(住宅取得資金・事業資金等の生活の基礎として役立つ資金)としての生前贈与を受けた場合等、特別な利益を受けた相続人がある場合は、相続人の間で公平を図るため、その利益分を相続財産に加えて遺産分割を行う制度です。

「相続」について

「相続」への備え

相続税・贈与税

不動産

事業承継

参考情報

相続税・贈与税
早見表

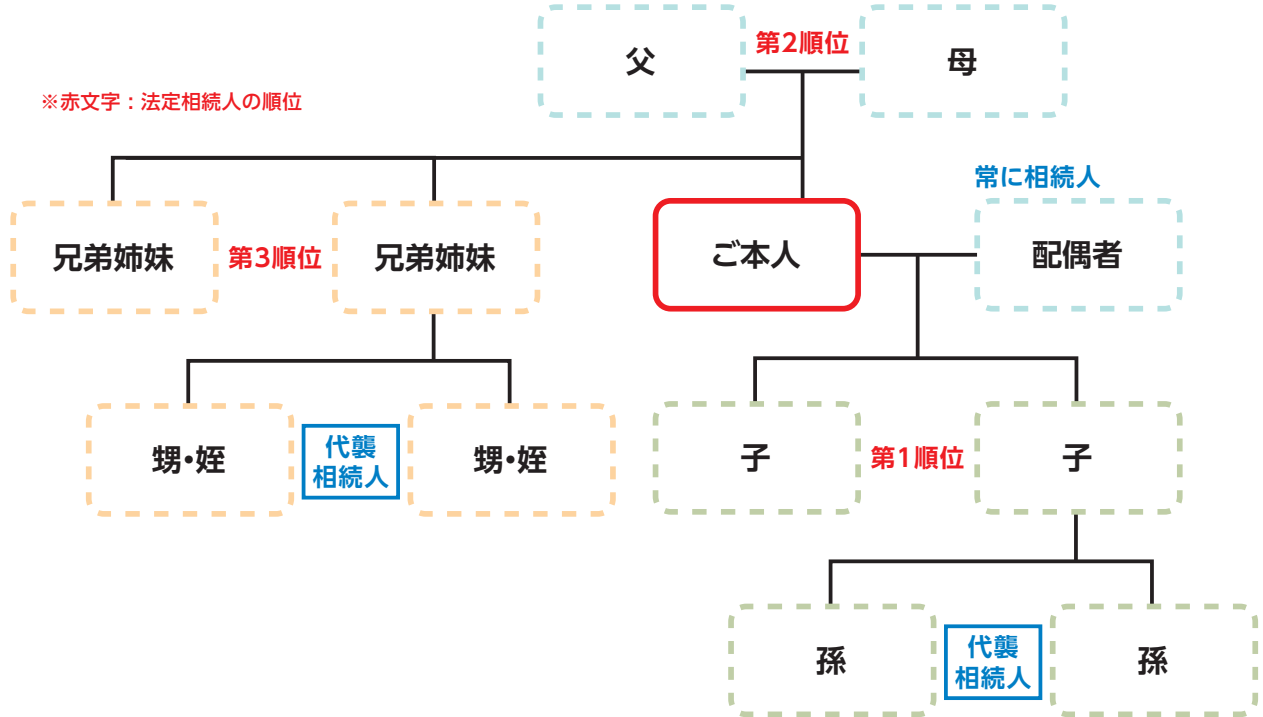
2. 相続税の算出 シミュレーション入力シート

気になる相続税について、どのくらいかかるのか
現状を把握しながら確認してみましょう。

1

相続人を確認しましょう

■お客さまの家系図を作成してみましょう



■相続人の数と法定相続割合、遺留分を記入してみましょう(P21参照)

ご相続人

お名前	続柄	年齢	法定相続割合	遺留分

(推定)法定相続人の数

人

※推定相続人とは、現状のまま相続が発生した場合に相続人になると推定される人をいいます。
※遺留分は兄弟姉妹(甥・姪)には認められていません。

2

財産の内容を確認しましょう

種類		内容	金額	備考
金融資産	預貯金 (投資信託含む)	京都銀行／ 支店		
	非上場株式 (自社株)			
不動産	自宅			
	自宅以外の不動産			
その他	ゴルフ会員権等			
	美術品等			
保険	生命保険			
	個人年金保険 (解約した場合の金額)			
財産合計				
債務	借入金・ローン		▲	
債務合計			▲	
相続財産(財産合計 - 債務合計)			万円★	

参考：一般に不動産の概算評価の方法は次の通りです。 土地：路線価 × 面積、建物：固定資産税評価額

3

相続税を確認してみましょう^{*}

① 死亡保険金の非課税枠の確認

$$500\text{万円} \times \text{法定相続人の数： 人} = \text{万円}$$

② 課税財産(相続財産から死亡保険金の非課税枠を差し引きます)

$$\text{万円} \star - \text{万円} = \text{万円} \text{ (A)}$$

[P37 相続税早見表へ](#)

③ 基礎控除額の確認

$$3,000\text{万円} + 600\text{万円} \times \text{法定相続人の数： 人} = \text{万円}$$

④ 課税遺産総額(課税財産から基礎控除額を差し引きます)

$$\text{万円} \text{ (A)} - \text{万円} = \text{万円} \text{ (B)}$$

[▶ P19・20 相続税の計算方法へ](#)

※ 死亡保険金の非課税枠：契約者と被保険者が同一で、死亡保険金受取人が相続人である場合に適用され、実際の受取金額 < 非課税枠となる場合、実際の受取金額が非課税金額の上限となります。

※ 課税財産の算出に当たっては、債務および保険の非課税額のみを考慮した簡便な方法を利用しています。

※ 算出した各種金額は概算額となりますので、専門的な個別の税務の詳細および申告等につきましては、税理士等の専門家にご相談ください。

3. 贈与税

贈与税の申告について

誰が？

申告する方：受贈者（贈与を受けた方）

何を？

1月1日から12月31日までに贈与された財産を合計し、110万円の基礎控除を超える分について、申告します。

いつ？

贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日までに申告・納付を行います。

どこに？

贈与を受けた方の住所を管轄する税務署

※納付が遅れた場合は、納期限の翌日から納付の日までの延滞税を合わせて納付する必要があります。

贈与の課税方式 「暦年課税」と「相続時精算課税」の2つがあります。

暦年課税と相続時精算課税の比較

項目	暦年課税制度（暦年贈与）	相続時精算課税制度（P35参照）
贈与者（贈与をする人）	制限なし	贈与の年の1月1日において60歳以上の親または祖父母
受贈者（贈与を受ける人）	制限なし	贈与の年の1月1日において18歳以上の子または孫
控除額	受贈者1人につき 年間110万円の基礎控除	贈与者ごとに年間110万円の基礎控除を控除し、かつ複数年にわたり累積で2,500万円の特別控除
税率	10～55%の超過累進課税	一律20%
申告の要否	年間110万円以下なら申告不要	納税額が発生しない場合でも申告期限内に申告必要
長所	計画的な贈与で将来の相続税の税額軽減が可能 贈与の対象者に制限がない	まとまった財産を非課税または低い税率で一度に贈与できる
短所	年ごとの基礎控除額が少額 超過累進課税なので、 高額な贈与は税率が高くなる	親または祖父母が亡くなった時の相続税の計算上、贈与財産から年間110万円の基礎控除を控除した残額を相続財産に加算 一度「相続時精算課税」を選択すると、以降「暦年課税」は選択できない 贈与財産の評価額が相続時に同じもしくは減少する場合は相続対策としてのメリットなし

贈与税の配偶者控除

婚姻期間が満20年以上の夫婦間で居住用の不動産あるいはその購入資金を贈与した場合、贈与金額から2,000万円を控除することができます。

基礎控除と合わせると2,110万円まで贈与税がかかりません。

ただし、この特例の適用は、同じ配偶者からの贈与は一度だけとなっています。

ちなみに、夫婦間では暦年課税のみで、相続時精算課税を選択することはできません。

生前贈与(暦年贈与)を行う場合の注意点

生前贈与は相続税を軽減する有効な手段ですが、「贈与」したつもりが税務調査等で「贈与」を否認されることが多く発生しています。「贈与」と認められるためには贈与者と受贈者の間で合意している必要があり、贈与の事実を「贈与契約書」等により明確にしておくことが重要となります。

生前贈与を行う場合には、以下のような点にご注意ください。

1. 毎年贈与契約書を作成し、保管しましょう。

贈与契約書は、必ず作成しなければならないものではありません。

しかし、相続発生の際、財産の移転(親(祖父母)から子供(孫))の経緯を税務署に確認された場合、贈与契約書があった方が贈与の事実の証明が簡単です。

贈与を行った都度、贈与者と受贈者が署名押印しておき、保管しておくことで、後日でも、贈与事実を証明できます。

仮に未成年者に贈与する場合には、親権者(法定代理人)も署名・押印するようにしましょう。

2. 贈与税を納める場合には、受贈者が贈与税の申告・納付を行いましょう。

1年間の贈与を受けた合計額が基礎控除額の110万円を超える場合には、贈与税の申告をし、納付します。控額は必ず保管しましょう。

なお、贈与税の申告は、受贈者が贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日の間に行わなくてはなりません。

3. 定期金に関する権利の贈与とならないよう対策しましょう。

「定期金に関する権利の贈与」に該当する場合は、一括して贈与税が課税されます。

一定期間に毎年同額ずつ贈与することを贈与者と受贈者で取り決めた場合、1年ごとに贈与したのではなく、これを約束した初年度にまとめて定期金に関する権利(一定期間に毎年同額の贈与を受け取る権利)を贈与したものととして取り扱われます。

たとえば、10年間にわたり毎年110万円を贈与していた場合、初年度に1,100万円を贈与したものととして贈与税がかかります。

事前に複数年の贈与の約束はせず、贈与を行う都度、贈与契約書を作成することが必要です。

4. 相続開始前7年以内の贈与は、相続税の算出の際に課税対象に含まれます。

2024年1月以降の贈与より、被相続人・贈与者が死亡した日(相続開始日)前、7年以内に贈与を受けた財産(ただし、相続開始前4年~7年以内に贈与を受けた財産については、その合計額から100万円を控除した残額)については、相続財産に持ち戻されて、相続税の計算の対象になります。(P33、34参照) その際、すでに納めていた贈与税は相続税から控除されます。(相続等により財産を取得した人が対象)

生前贈与は、健康なうちから計画的に進めることが大切です。

4. 生命保険の税金

死亡保険金受取時

契約形態と死亡保険金の課税

	契約者	被保険者	死亡保険金受取人	課税
1	A(例:夫)	A(例:夫)	B(例:妻)	相続税
2	A(例:夫)	B(例:妻)	A(例:夫)	所得税・住民税
3	A(例:夫)	B(例:妻)	C(例:子)	贈与税

1. 相続税が課税される場合

契約者(保険料負担者)と被保険者が同一の場合、死亡保険金は「みなし相続財産」として遺産の総額に含まれ、「相続税」の課税対象となります。ただし、この形態の場合は「死亡保険金の非課税枠」という税法上の特典があります。

「死亡保険金の非課税枠」

死亡保険金は「のこされた家族の生活保障」という大切な目的を持った資産ですので、一定額が非課税とされています。ただし、死亡保険金受取人が法定相続人の場合に限りです。

$$\text{死亡保険金の非課税枠} = 500\text{万円} \times \text{法定相続人の数}^*$$

*相続を放棄した相続人がいた場合でも「相続放棄がなかった場合」の人数となります。

ただし、相続放棄をした相続人が死亡保険金受取人である場合、相続放棄者が受け取る保険金に非課税枠の適用はありません。

2. 所得税・住民税が課税される場合

契約者(保険料負担者)と被保険者が異なり、かつ契約者(保険料負担者)と死亡保険金受取人が同一の場合、死亡保険金は一時所得となり、所得税・住民税の課税対象となります。

課税対象となる一時所得の計算	一時所得の課税対象額 = {死亡保険金額 - 払込保険料合計額 - 特別控除(50万円)} × 1/2
----------------	--

*特別控除は他の一時所得と合算して年間50万円までとなります。

3. 贈与税が課税される場合

契約者(保険料負担者)、被保険者、死亡保険金受取人がすべて異なる場合、死亡保険金は贈与税の課税対象となります。

*一般的に贈与税は、相続税に比べて税額が大きくなります。

贈与税の課税対象額	暦年贈与の場合、贈与税は、1年間(1月1日から12月31日)に受けた贈与の合計額から基礎控除額の110万円を差し引いた残りの額に対して課税されます。
-----------	--

各種給付金の受取時

生存していて、災害・ケガや疾病が原因で受け取る「給付金」(入院給付金、手術給付金、がん診断一時金等)は非課税となります。

生命保険から支払われるものには、「保険金」と「給付金」があります。

一般的に、保険金は死亡保険金や満期保険金等主たる保障で1回のみ支払われるものを指し、給付金は入院給付金や手術給付金等複数回支払われる可能性のあるものを指します。

なお、生存給付金や健康祝い金等については、受け取った年の「一時所得」となります。

満期保険金(「養老保険」と「学資保険」等)は契約形態によって一時所得(所得税)か贈与税の課税対象となります。

外貨建商品について

外貨建商品についても、保険料・解約返戻金・死亡保険金・年金等の各種税務は、円建商品と同様の取扱いになります。

円への換算	対象	税務区分	換算基準日	換算時の為替レート
	一時払保険料	—	保険料受領日	T T M
	解約返戻金	所得税(源泉分離課税)	解約計算基準日	T T B
		所得税(一時所得)		T T M
	死亡保険金	所得税(一時所得)	被保険者が死亡された日	T T M
		相続税・贈与税		T T B
	年金	所得税(雑所得)	毎年の年金支払日	T T M

*特約等により円での入金(または受取)を行う場合は、入金額(または受取額)がそのまま円換算額となります。

*TTMとは、対顧客電信売相場(TTS)と対顧客電信買相場(TTB)の中間の値を指します。

契約者変更時

契約者変更時の課税は、契約の形態、変更のタイミングにより対象となる税金の種類が変わります。

契約形態と契約者変更時の課税

	契約者	被保険者	課税
1	A (例：夫) (生前) ⇒ B (例：妻)	A (例：夫)	変更時点では課税発生せず
2	A (例：夫) (死亡) ⇒ B (例：妻)	B (例：妻)	相続税

1. 契約者が生前のうちに契約者変更が行われた契約の場合

契約者が生前のうちに契約者変更が行われた場合、変更時点では課税は発生せず、その後の「旧契約者の死亡」や「契約消滅（保険金支払や解約）」等の際に課税が発生します。

2. 契約者（≠被保険者）死亡による契約者変更

契約者の死亡によって相続人が新しい契約者となった場合は、相続発生時点の解約返戻金相当額*が「生命保険契約に関する権利の評価額」として相続税の課税対象になります。

※解約返戻金額のほか「配当金」や「前納残高」も含まれます。

解約時

1. 一般的な保険商品の場合

保険契約を解約して契約者が受け取る解約返戻金は、一時所得として所得税・住民税の課税対象になります。

課税対象となる
一時所得の計算

一時所得の課税対象額 =
{解約返戻金額 - 払込保険料合計額 - 特別控除(50万円)} × 1/2

※特別控除は他の一時所得と合算して年間50万円までとなります。

2. 税務上「金融類似商品」とみなされる保険商品の場合

「金融類似商品」に該当する保険契約については、解約返戻金額（または満期時受取額）と払込保険料合計額の差額が20.315%*の源泉分離課税の対象となります。なお、課税関係はこの源泉徴収のみで完結します。

「金融類似商品」（一時払変額年金保険や一時払養老保険等）とは、次のア～ウの要件をすべて満たす商品をいいます。

ア、普通死亡による死亡保険金が満期保険金と同額以下、かつ災害死亡等により支払われる保険金が満期保険金の5倍未満であること
イ、「一時払で保険料を支払う場合」または「初年度に保険料総額の50%以上または契約日から2年以内に保険料総額の75%以上を支払う場合」

ウ、保険期間等が5年以下、または5年超のものでも契約日から5年以内に解約をした場合

源泉分離課税額の計算

源泉分離課税額 =
(解約返戻金額等 - 払込保険料合計額) × 20.315%*

※2037年12月31日までは復興特別所得税が含まれ、20.315%となります。

支払調書の発行

保険会社は、保険金等を支払う際に「支払調書」を税務署に提出するよう定められています。

提出基準 支払内容および課税対象となる税金の種類で区分すると以下のようになります。

支払内容	税金の種類	提出の基準	提出期限
一時金 (満期保険金、 死亡保険金、 解約返戻金、 祝金等)	所得税 (一時所得)	一回の支払金額が100万円(配当金を含まない)を超える場合 ※解約の場合、既払込保険料合計額が解約返戻金額以上で、契約者に支払う場合は提出の省略が認められています。	支払が確定した日が属する年の翌年の1月31日
	相続税・ 贈与税	支払われる保険金額が100万円(配当金を含まない)を超える場合	一時金を支払った日が属する月の翌月の15日
年金	所得税 (雑所得)	その年中の年金の支払金額が20万円を超える場合 ※契約者と年金受取人が異なる場合は、支払金額にかかわらず提出されます。	支払が確定した日が属する年の翌年の1月31日

2018年1月1日以降の契約者変更が対象となります。

(2015年度税制改正、「契約者変更が行われた契約」に関する(支払)調書の提出基準が新たに設けられています)

対象	対応
死亡による契約者変更が行われた場合	「死亡による契約者変更情報」および「その時点の解約返戻金相当額等」を記載した調書を提出
契約者変更が行われた契約で、保険金等が支払われた場合	「保険金等の支払い時における新契約者の払込保険料等」を支払調書に記載

不動産 ~不動産の評価と活用~

相続税評価額

自宅	家屋	家屋の固定資産税評価額 × 1.0
	自用地 (所有者の 居住用や 事業用)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 路線価方式【市街地】 1㎡あたりの路線価 × 敷地面積 ※実際は土地の形状や接道の仕方などで各種補正率を掛けて算出する。 ■ 倍率方式【上記以外】 固定資産税評価額 × 評価倍率
他人に 貸している土地	借地権	(人から借りている土地) 自用地の評価額 × 借地権割合 地域により30%~90% ※借地権割合は路線価図に記載されています。
	貸地	(人に貸している土地 = 底地) 自用地の評価額 × (1 - 借地権割合)
土地所有者が アパートや賃貸 ビル等の貸家を 建てている土地	貸家	家屋の固定資産税評価額 × (1 - 借家権割合30% × 賃貸割合)
	貸家建付地	自用地の評価額 × (1 - 借地権割合 × 借家権割合30% × 賃貸割合)

評価額は資産の形態や用途で変化します。

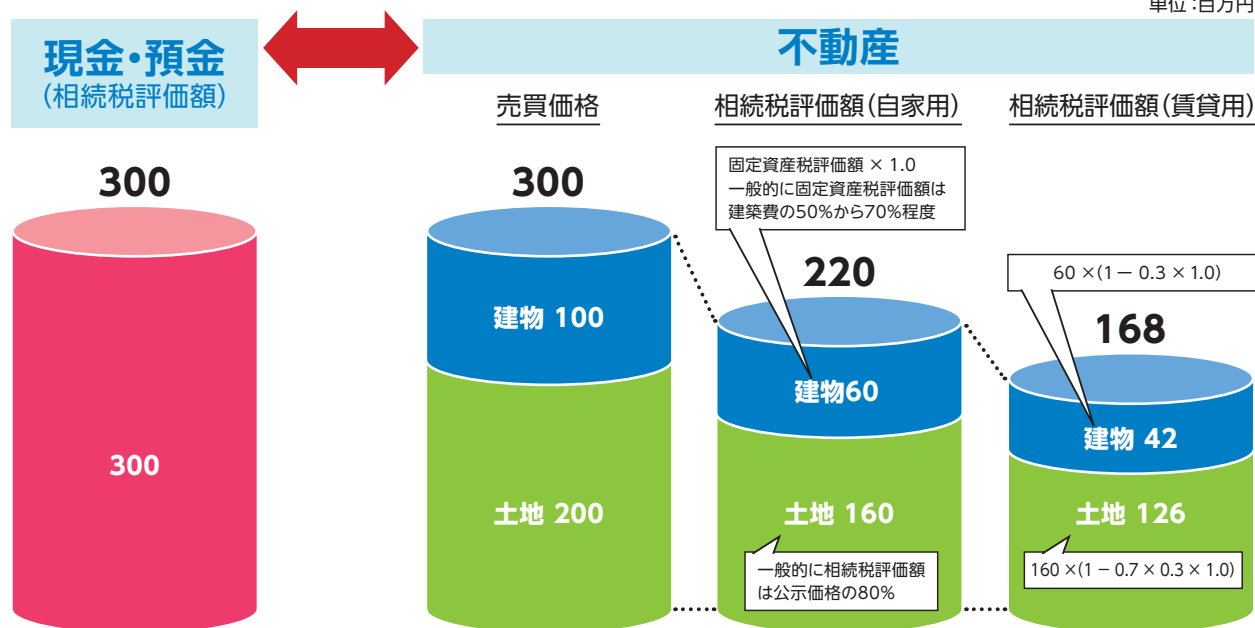
相続税は財産の評価額を基に計算されます。評価額は、一般的に現預金よりも不動産の方が低く、自己使用*より賃貸利用の方がさらに低くなります。

*小規模宅地等の特例が適用される居住用宅地や事業用宅地等は評価額が低くなります。

不動産の相続税評価額の例

現金・預金を不動産に変更するとどうなる!?

単位:百万円



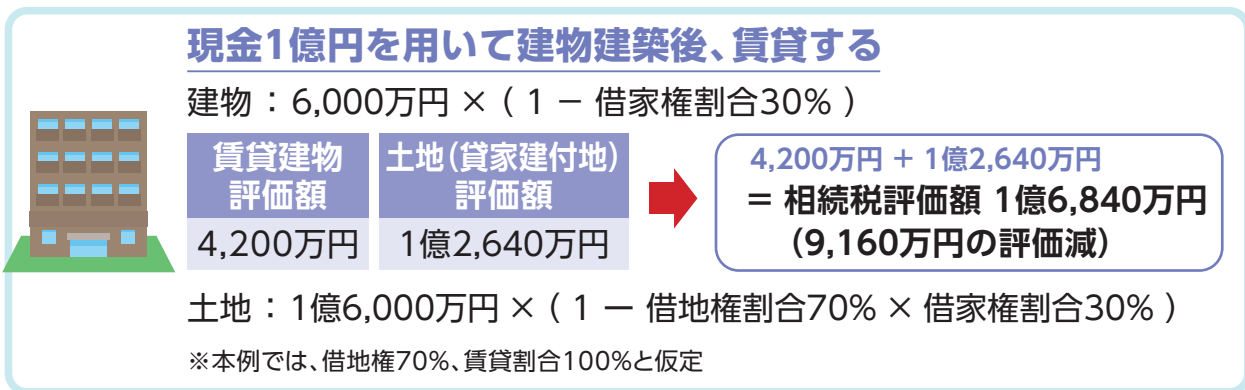
※借地権割合70%、借家権割合30%、賃貸割合100%、固定資産税評価額は建築費用の60%と仮定。小規模宅地等の特例は適用しません。

※数値は仮定のものであり、将来の成果を示唆、予測し、保証するものではありません。

不動産活用の4つの方法

活用方法 1 建てる	メリット <ul style="list-style-type: none"> ・賃貸物件を建てると、土地の相続税評価額が下がる場合があります。 ・賃貸物件を建てると、賃料収入が入ります。
	注意点 <ul style="list-style-type: none"> ・建設費用がかかります。 ・賃貸物件は、将来の賃料下落や空室リスクがあります。
活用方法 2 貸す	メリット <ul style="list-style-type: none"> ・駐車場の場合、初期投資が少なく転用が比較的容易です。
	注意点 <ul style="list-style-type: none"> ・立地条件により収益性が異なります。 <p>※コンビニエンスストア、ドラッグストア、ファストフードチェーン店等、事業用定期借地権の活用方法も考えられます。</p>
活用方法 3 組み換え	メリット <ul style="list-style-type: none"> ・収益性が低い不動産を売却し、収益性の高い不動産を購入し交換することができます。 ・資金負担せず、等価交換も検討できます。
	注意点 <ul style="list-style-type: none"> ・賃貸物件は、将来の賃料下落や空室リスクがあります。
活用方法 4 売却	メリット <ul style="list-style-type: none"> ・現金化することで遺産分割が容易になり、納税資金を確保することができます。
	注意点 <ul style="list-style-type: none"> ・売却時には譲渡所得税がかかる場合があります。 ・建物が建っている場合、底地は売りにくく、売却額が希望に沿わないこともあります。 ・現金化すると相続税評価額が高まり、相続税の負担が重くなる可能性があります。

賃貸住宅を建てると…



「相続」について

「相続」への備え

相続税・贈与税

不動産

事業承継

参考情報

相続税・贈与税
早見表

事業承継 ～企業オーナーの相続対策～

企業オーナーの方にとって、
「事業承継」は「事業発展」と並んで大きなテーマだと考えられます。
京都銀行では、スムーズな事業承継の実現に向けて、
様々なサポートメニューをご用意しております。

経営者の
皆さまの
直面する
悩み・ニーズ

後継者は決まっているものの、
株価が高額で株式の移転ができない!

経営者に相続が発生した場合、
後継者等に大きな負担が生じてしまう!

会社の事業及び自社の株式を含む
資産の承継について
専門的なアドバイスがほしい!



事業承継について、 京都銀行と真剣に考えてみませんか?

事業承継
とは?

事業承継とは、単なる社長交代ではありません。
会社の事業そのものは目に見えず、形のあるものではありません。
目に見えるモノ、目に見えないモノを合わせた財産を、次の世代に引き継ぎ、
その後も継続的に成長していくための一つのステップなのです。

個人で所有している
事業用資産の承継

- ・自社株式
- ・会社で使用している
土地・建物(会社に賃貸)
- ・会社への貸付金 等

自社株の問題は、
相続に直結する
問題です。



引き継ぐ
ものは
この3つ

経営の承継

- ・会社運営の決定権
- ・会社財産の処分権 等



知的資産等の承継

- ・経営理念
- ・会社の信用力
- ・ブランド
- ・独自のノウハウ
- ・技術、特許
- ・顧客とのネットワーク 等

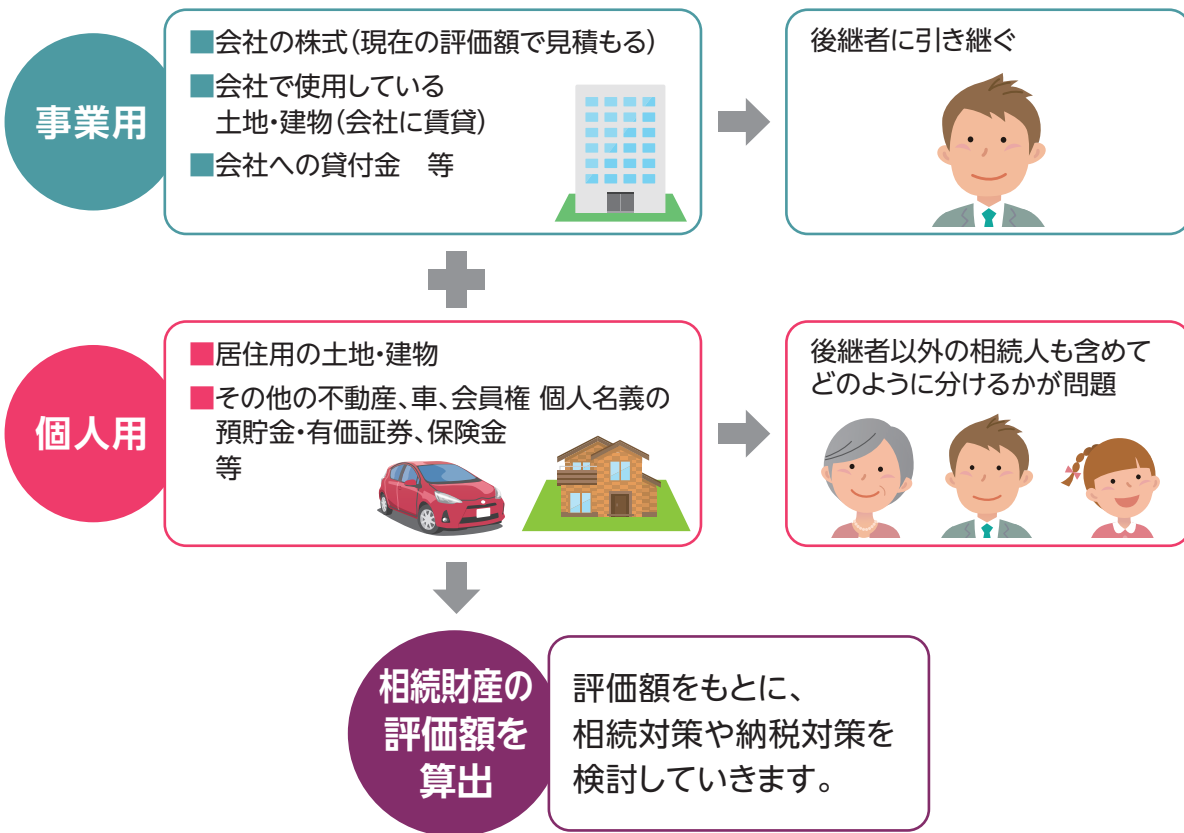


事業承継と同時に進めたい 経営者の相続対策と大事なポイント

事業承継と相続は、経営者の個人名義と会社名義のものが絡み合い、複雑な関係になっているケースが多くみられます。現経営者が保有する財産を整理し、きちんと把握することが重要です。



現在の経営者が保有する財産の内訳は？



- チェック項目**
- 自社株の評価は把握しているか？
 - 会社への貸付金はないか？
 - 事業用と個人用の区分は明確か？
 - 何を誰に引き継ぐか考えているか？
 - 遺言書は作成したか？
 - 納税資金に不足はないか？

不明・不安な点がございましたら、
京都銀行にご相談ください。

2024年1月1日以後に受けた贈与について

2023年度税制改正により、2024年1月1日以後に受けた贈与(暦年課税と相続時精算課税)について、以下の見直しが行われました。

相続税額の計算

暦年課税

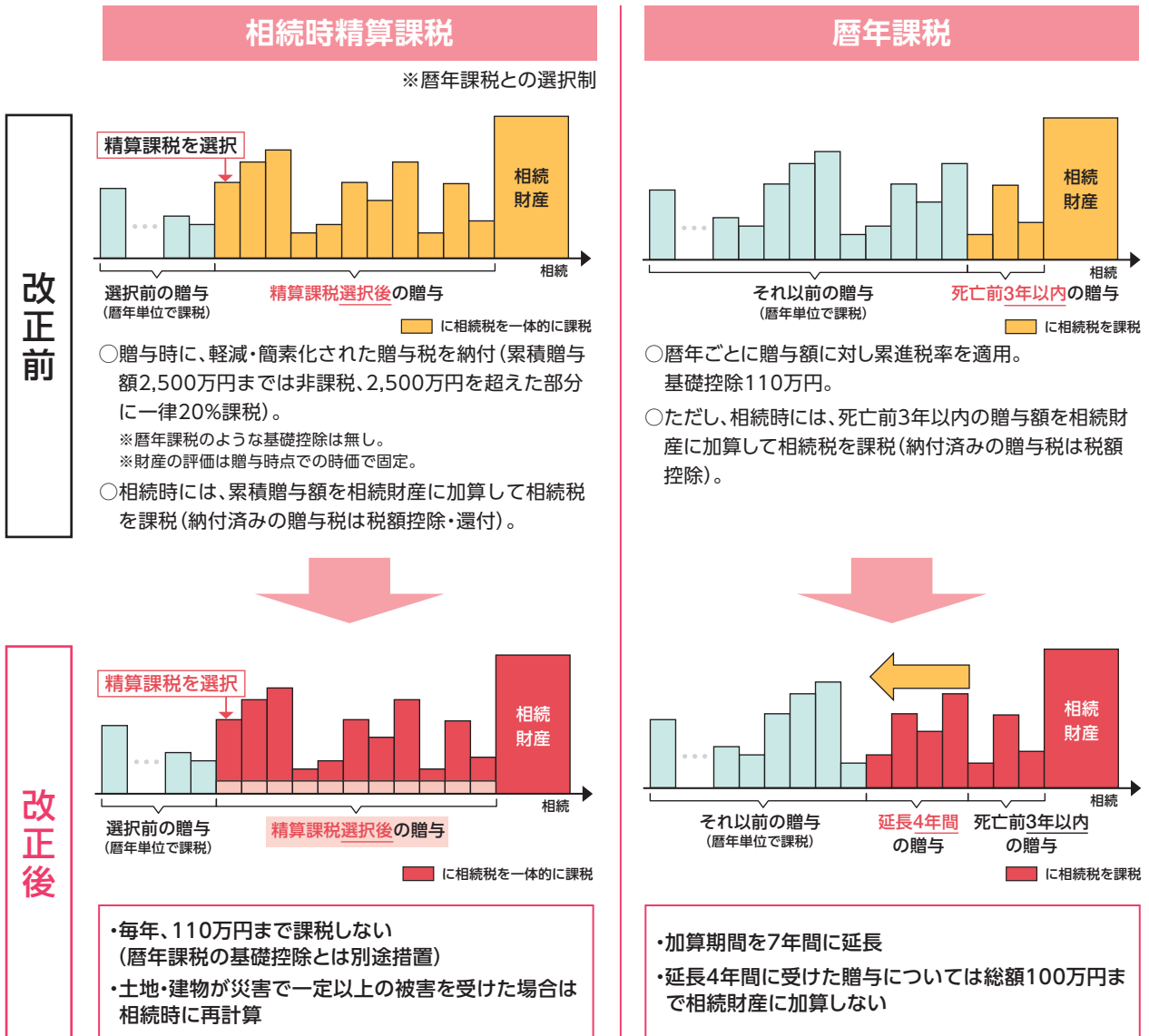
2024年1月1日以後に受けた贈与については、贈与を受けた財産の相続財産に加算する期間を相続開始前3年間から段階的に7年間に延長し、延長した4年間に受けた贈与の総額のうち総額100万円までは相続財産に加算しない見直しが行われました。(加算期間のイメージは34ページに記載しております。)

相続時精算課税

2024年1月1日以後に受けた贈与については、現行の暦年贈与の基礎控除とは別に、年間110万円の基礎控除が創設されました。また、相続時精算課税で贈与を受けた土地・建物が災害により一定以上の被害を受けた場合に、相続時にその課税価格を再計算する見直しが行われました。

なお、暦年課税と相続時精算課税は、いずれかの選択制となります。

<贈与税と相続税の関係>



(出典)財務省ホームページ「令和5年度税制改正(令和5年3月発行)より

相続税の計算上加算する生前贈与の期間延長

加算期間のイメージ



「相続」について

「相続」への備え

相続税・贈与税

不動産

事業承継

参考情報

相続税・贈与税
早見表

相続時精算課税制度について

参考：国税庁ホームページ

概要

相続時精算課税の制度とは、原則として60歳以上の父母又は祖父母から、18歳以上の子又は孫に対し、財産を贈与した場合において選択できる贈与税の制度です。

この制度を選択する場合には、贈与を受けた年の翌年の2月1日から3月15日の間に一定の書類を添付した贈与税の申告書を提出する必要があります。

なお、この制度を選択すると、その選択に係る贈与者から贈与を受ける財産については、その選択をした年分以降全てこの制度が適用され、「暦年課税」へ変更することはできません。

また、この制度の贈与者である父母又は祖父母が亡くなった時の相続税の計算上、相続財産の価額にこの制度を適用した贈与財産の価額(贈与時の時価)から年間110万円の基礎控除を控除した残額を加算して相続税額を計算します。相続時精算課税の制度は、贈与税・相続税を通じた課税が行われる制度です。

適用対象者

贈与者は贈与をした年の1月1日において60歳以上の父母又は祖父母、受贈者は贈与を受けた年の1月1日において18歳以上の者のうち、贈与者の直系卑属(子や孫)である推定相続人又は孫とされています。

相続時精算課税の選択と相続税の申告義務

相続時精算課税は、贈与時に、贈与財産に対する贈与税を納め、その贈与者が亡くなった時にその贈与財産の贈与時の価額から年間110万円の基礎控除を控除した残額と、相続財産の価額とを合計した金額を基に計算した相続税額から、既に納めたその贈与税相当額を控除することにより、贈与税・相続税を通じた納税を行う制度です。

したがって、相続時精算課税の選択を行った場合に、その贈与者が亡くなったときには、相続時精算課税を適用して贈与を受けた財産から年間110万円の基礎控除を控除した残額を、相続財産に加算して相続税の計算を行います。この計算の結果、相続税の基礎控除額以下であれば相続税の申告は必要ありません。

(注) 相続税の申告の必要がない場合でも、相続時精算課税を適用した財産について既に納めた贈与税がある場合には、相続税の申告をすることにより還付を受けることができます。この還付を受けるための申告書は、相続開始の日の翌日から起算して5年を経過する日まで提出することができます。

小規模宅地等の特例について

参考：国税庁ホームページ

概要

個人が、相続又は遺贈により取得した財産のうち、その相続の開始の直前において被相続人等の居住の用に供されていた宅地等又は被相続人等の事業の用に供されていた宅地等のうち、一定の選択をしたもので限度面積までの部分（以下「小規模宅地等」といいます。）については、相続税の課税価格に算入すべき価額の計算上、一定の割合を減額します。この特例を小規模宅地等の特例といいます。なお、相続開始前3年以内に贈与により取得した宅地等や相続時精算課税に係る贈与により取得した宅地等については、この特例の適用を受けることはできません。小規模宅地等については、相続税の課税価格に算入すべき価額の計算上、次表に掲げる区分ごとに一定の割合を減額します。

相続開始の直前における宅地等の利用区分		要件	限度面積	減額される割合
被相続人等の居住の用に供されていた宅地等		① 特定居住用宅地等に該当する宅地等	330㎡	80%
被相続人等の事業の用に供されていた宅地等	貸付事業以外の事業用の宅地等	② 特定事業用宅地等に該当する宅地等	400㎡	80%
	貸付事業用の宅地等	特定同族会社事業用宅地等に該当する宅地等（一定の法人の事業の用に供されていたものに限り）		
			④ 貸付事業用宅地等に該当する宅地等	200㎡

(注) 特例の適用を選択する宅地等が次の1又は2のいずれに該当するかに応じて、限度面積を判定します。

- 1 特定居住用宅地等(①)又は特定事業用等宅地等(②又は③)を選択する場合
① ≤ 330であること。また、(②+③) ≤ 400であること。
- 2 貸付事業用宅地等(④)及びそれ以外の宅地等(①、②又は③)を選択する場合
① × 200 / 330 + (②+③) × 200 / 400 + ④ ≤ 200であること。

なお相続開始前3年以内に新たに貸付事業の用に供された宅地等については原則適用できません。ただし、相続開始前3年を超えて事業的規模で貸付事業を行っている場合は、例外として適用できます。

《例》



被相続人が相続開始の直前において居住していた家屋の敷地を配偶者が取得した場合（特定居住用宅地等・面積330㎡、評価額1億円）

1億円 × (1 - 0.8) (減額割合80%、8,000万円減額) = **2,000万円**

この場合には、2,000万円を課税価格に算入します。

特例が適用となるには一定の要件を満たす必要がありますので、詳細は税理士や税務署等にご確認願います。

「相続」について

「相続」への備え

相続税・贈与税

不動産

事業承継

参考情報

相続税・贈与税
早見表

後見制度について

参考：日本公証人連合会ホームページ

法定後見と任意後見

一般的に後見とは、保護を要する人の後ろ盾となって補佐することをいいますが、法律上の後見は、後見人に財産管理や日常取引の代理等を行ってもらうことによって、保護を必要とする人を守る制度をいいます。

法律上の後見には、法定後見と任意後見があります。法定後見は、裁判所の手続によって後見人が選ばれ、後見が開始する制度です。

例えば、未成年者は、通常は、親権者である親が未成年者に代わって財産管理や取引を行って未成年者を保護するのですが、親がいない場合には、裁判所が後見人を選任して未成年者を保護します(未成年後見)。

また、成人でも、認知症・知的障害・精神障害等によって判断能力が不十分な人については、裁判所が後見人を選任して保護します(成年後見)。

これらに対し、保護を必要とする人が、自分の意思(契約)によって後見人を選任するのが任意後見の制度です。

つまり、法定後見は、判断能力が既に失われたか又は不十分な状態であるため、自分で後見人等を選ぶことが困難な場合に、裁判所が後見人を選ぶ制度であるのに対し、任意後見は、まだ判断能力がある程度(後見の意味が分かる程度)ある人が、自分で後見人を選ぶ制度なのです。

任意後見契約

任意後見契約とは、委任契約の一種で、委任者が、受任者に対し、将来認知症等で自分の判断能力が低下した場合に、自分の後見人になってもらうことを委任する契約です。

人間は、歳をとると、次第に物事を判断する能力が衰え、これがひどくなると、認知症と言われるような状態となることがあります。

認知症に罹患して、自分の財産の管理ができなくなり、いくらお金を持っていても、自分ではお金が使えない事態になります。

また、病院等で医師の治療等を受けようとしても、医師や病院と医療・入院契約を締結することができず、治療等を受けられなくなるおそれもあります。

そこで、自分の判断能力が低下した場合に備えて、あらかじめ、自分がそういう状態になったときに、自分に代わって、財産管理や必要な契約締結等をしてもらうことを、自分の信頼できる人に頼んでおけばすべてその人(「任意後見人」といいます。)にしてもらえるので、安心して老後を迎えることができます。

遺留分について

参考：最高裁判所ホームページ

概要

遺留分とは、一定の相続人（遺留分権利者）について、被相続人（亡くなった方）の財産から法律上取得することが保障されている最低限の取り分のことで、被相続人の生前の贈与又は遺贈によっても奪われることのないものです。

遺留分侵害額請求

被相続人が財産を遺留分権利者以外に贈与又は遺贈し、遺留分に相当する財産を受け取ることができなかった場合、遺留分権利者は、贈与又は遺贈を受けた者に対し、遺留分を侵害されたとして、その侵害額に相当する金銭の支払を請求することができます。これを遺留分侵害額の請求といいます。

遺留分侵害額の請求について当事者間で話し合いがつかない場合や話し合いができない場合には、家庭裁判所の調停手続を利用することができます。

調停手続では、当事者双方から事情を聴いたり、必要に応じて資料等を提出してもらったりするなどして事情をよく把握したうえで、解決案を提示したり、解決のために必要な助言をしたりして、話し合いを進めていきます。

なお、遺留分侵害額の請求は、遺留分に関する権利を行使する旨の意思表示を相手方にする必要がありますが、家庭裁判所の調停を申し立てただけでは相手方に対する意思表示とはなりませんので、調停の申立てとは別に内容証明郵便等により意思表示を行う必要があります。

時効

この遺留分に関する権利を行使する旨の意思表示をしないときは、遺留分侵害額請求権は、相続の開始及び遺留分を侵害する贈与又は遺贈があったことを知った時から1年又は相続開始の時から10年を経過したときに時効によって消滅します。

※令和元年7月1日より前に被相続人が亡くなった場合、この申立てはできません。（遺留分を侵害された者は、改正前民法の規定に基づき、贈与又は遺贈を受けた者に対し、遺留分侵害の限度で贈与又は遺贈された物件の返還を請求する遺留分減殺による物件返還請求等の調停の申立てをすることになります。）

相続税・贈与税 早見表

相続税早見表

課税財産 (課税価格の合計額) (基礎控除前)	一次相続 配偶者がいる場合						二次相続	
	配偶者と子1人		配偶者と子2人		配偶者と子3人		子1人	
	相続税額	実効税率	相続税額	実効税率	相続税額	実効税率	相続税額	実効税率
5,000万円	40	0.8%	10	0.2%	0	0.0%	160	3.2%
6,000万円	90	1.5%	60	1.0%	30	0.5%	310	5.2%
7,000万円	160	2.3%	113	1.7%	80	1.2%	480	6.9%
8,000万円	235	3.0%	175	2.2%	138	1.8%	680	8.5%
9,000万円	310	3.5%	240	2.7%	200	2.3%	920	10.3%
1億円	385	3.9%	315	3.2%	263	2.7%	1,220	12.2%
1億1,000万円	480	4.4%	393	3.6%	325	3.0%	1,520	13.9%
1億2,000万円	580	4.9%	480	4.0%	403	3.4%	1,820	15.2%
1億3,000万円	680	5.3%	568	4.4%	490	3.8%	2,120	16.4%
1億4,000万円	780	5.6%	655	4.7%	578	4.2%	2,460	17.6%
1億5,000万円	920	6.2%	748	5.0%	665	4.5%	2,860	19.1%
1億6,000万円	1,070	6.7%	860	5.4%	768	4.8%	3,260	20.4%
1億7,000万円	1,220	7.2%	975	5.8%	880	5.2%	3,660	21.6%
1億8,000万円	1,370	7.7%	1,100	6.2%	993	5.6%	4,060	22.6%
1億9,000万円	1,520	8.0%	1,225	6.5%	1,105	5.9%	4,460	23.5%
2億円	1,670	8.4%	1,350	6.8%	1,218	6.1%	4,860	24.3%
2億2,000万円	1,970	9.0%	1,600	7.3%	1,443	6.6%	5,660	25.8%
2億4,000万円	2,270	9.5%	1,850	7.8%	1,675	7.0%	6,480	27.0%
2億6,000万円	2,660	10.3%	2,160	8.4%	1,940	7.5%	7,380	28.4%
2億8,000万円	3,060	11.0%	2,510	9.0%	2,240	8.0%	8,280	29.6%
3億円	3,460	11.6%	2,860	9.6%	2,540	8.5%	9,180	30.6%
3億5,000万円	4,460	12.8%	3,735	10.7%	3,290	9.4%	11,500	32.9%
4億円	5,460	13.7%	4,610	11.6%	4,155	10.4%	14,000	35.0%
4億5,000万円	6,480	14.4%	5,493	12.3%	5,030	11.2%	16,500	36.7%
5億円	7,605	15.3%	6,555	13.2%	5,963	12.0%	19,000	38.0%
6億円	9,855	16.5%	8,680	14.5%	7,838	13.1%	24,000	40.0%
7億円	12,250	17.5%	10,870	15.6%	9,885	14.2%	29,320	41.9%
8億円	14,750	18.5%	13,120	16.4%	12,135	15.2%	34,820	43.6%
9億円	17,250	19.2%	15,435	17.2%	14,385	16.0%	40,320	44.8%
10億円	19,750	19.8%	17,810	17.9%	16,635	16.7%	45,820	45.9%

※実効税率は「実際の相続税／相続財産合計額」の算式で計算されているため本来の意味での相続税負担割合がわかります。
 ※各税額は万円未満を、実効税率は小数点2桁を切り上げて表示をしています。

相続税

※相続財産を各法定相続人が法定相続分で取得したものとして算出。配偶者がいる場合には配偶者の税額軽減を法定相続分まで活用するものとし、他の特例や控除等は考慮していません。

※相続開始前3年以内の贈与はなく、税額控除等の適用はないと仮定。 ※相続税額は相続人全員で支払う総額です。

贈与税早見表

(税額の単位:万円)

(税額の単位:万円)

配偶者がいない場合			
子2人		子3人	
相続税額	実効税率	相続税額	実効税率
80	1.6%	20	0.4%
180	3.0%	120	2.0%
320	4.6%	220	3.2%
470	5.9%	330	4.2%
620	6.9%	480	5.4%
770	7.7%	630	6.3%
960	8.8%	780	7.1%
1,160	9.7%	930	7.8%
1,360	10.5%	1,080	8.4%
1,560	11.2%	1,240	8.9%
1,840	12.3%	1,440	9.6%
2,140	13.4%	1,640	10.3%
2,440	14.4%	1,840	10.9%
2,740	15.3%	2,040	11.4%
3,040	16.0%	2,240	11.8%
3,340	16.7%	2,460	12.3%
3,940	18.0%	3,060	14.0%
4,540	19.0%	3,660	15.3%
5,320	20.5%	4,260	16.4%
6,120	21.9%	4,860	17.4%
6,920	23.1%	5,460	18.2%
8,920	25.5%	6,980	20.0%
10,920	27.3%	8,980	22.5%
12,960	28.8%	10,980	24.4%
15,210	30.5%	12,980	26.0%
19,710	32.9%	16,980	28.3%
24,500	35.0%	21,240	30.4%
29,500	36.9%	25,740	32.2%
34,500	38.4%	30,240	33.6%
39,500	39.5%	35,000	35.0%

年間受贈 財産額 (基礎控除前)	特例贈与※①		一般贈与※②	
	贈与税額	実効税率	贈与税額	実効税率
110万円	0	0.0%	0	0.0%
120万円	1	0.9%	1	0.9%
130万円	2	1.6%	2	1.6%
140万円	3	2.2%	3	2.2%
150万円	4	2.7%	4	2.7%
160万円	5	3.2%	5	3.2%
170万円	6	3.6%	6	3.6%
180万円	7	3.9%	7	3.9%
190万円	8	4.3%	8	4.3%
200万円	9	4.5%	9	4.5%
250万円	14	5.6%	14	5.6%
310万円	20	6.5%	20	6.5%
510万円	50	9.8%	55	10.8%
710万円	90	12.7%	115	16.2%
1,110万円	210	19.0%	275	24.8%
1,610万円	410	25.5%	500	31.1%

贈与税

※① 贈与を受けた年の1月1日において18歳以上の人(子・孫等)が、直系尊属(父母・祖父母等)からの贈与により取得した財産

※② 特例贈与以外の財産

本資料にてご案内している金融商品などをお取引の際は、必ずご確認ください。

本資料に関する留意点

- この資料は2024年4月1日現在の法令・税制に基づいて作成しております。また内容につきましては、情報の提供を目的として一般的な法律・税務上の取り扱いを記載しております。諸条件により本資料の内容と異なる取り扱いがなされる場合がありますのでご注意ください。
- 対策の立案・実行は税理士・弁護士の方々と十分ご相談のうえ、ご自身の責任においてご判断くださいますようお願い申し上げます。
- この資料は、情報提供を目的に作成したものであり、特定の投資信託・生命保険・株式・債券等の売買を推奨・勧誘するものではありません。
- この資料の内容は作成日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- この資料は、当行が信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。
- この資料のデータ・分析等は過去の一定期間の実績に基づくものであり、将来の投資成果および市場環境の変動等を保証もしくは予想するものではありません。
- この資料に記載しているインデックス等の知的所有権その他の一切の権利は、その発行者・許諾者に帰属します。
- 投資の最終決定はご自身でご判断願います。
- この資料でご案内する仕組み図は、京都銀行が取り扱う商品の主な特徴・商品性等をもとに表示したイメージであり、実際に商品に投資した場合と、特徴・商品性は異なります。また、将来の運用成果を保証するものではありません。
- この資料でご案内する商品には、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生じるリスクがあります。(リスクは商品ごとに異なります。)また、購入・保有・解約等にかかる手数料は商品ごとに異なりますので表示することができません。
- 各商品のリスクや手数料等については、各商品の説明書等でご確認ください。説明書等は、窓口にてご用意しております。

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.



京都銀行の相続ガイド

飾らない銀行
 **京都銀行**
<https://www.kyotobank.co.jp/>

お問合せ先

営業本部 個人総合コンサルティング部

 **075-361-2355** 受付時間 9:00 ~ 17:00 (月~金)
※ただし銀行の休業日は除きます

(2024年4月1日現在)